2026.10.26 改訂
日本貸金業協会

本人以外の方が申告できる要件
（貸付自粛申告）

貸付自粛の申告は、原則として自粛対象者ご本人が行うものです。ただし、次の１または２に該当する方は、本人以外でも申告することができます。

本人以外の方による申告は、郵送申告のみで受け付けます。

１．法定代理人等

自粛対象者の親権者、後見人、保佐人、補助人

※補助人は、借財について同意する権限を有する方に限ります。

申告される方	必要な書類（写しでも可）
親権者（自粛対象者が未成年者）	戸籍全部事項証明書、または本人と親権者が記載された戸籍個人事項証明書
後見人、保佐人、補助人	家庭裁判所の発行する審判書の謄本、または後見登記ファイルの登記事項証明書

２．自粛対象者が所在不明である場合の親族

（１）配偶者または二親等内の親族

次の要件をすべて満たす場合に限り、申告することができます。

①自粛対象者が所在不明であり、その原因が、金銭の貸付けによる金銭債務の負担である可能性があること

②貸付自粛の対応をとることが、自粛対象者の生命、身体または財産の保護のために必要であること

③申告を行うことについて、自粛対象者の同意を得ることが困難と認められること

（２）三親等内の親族または同居の親族

上記（１）の①～③をすべて満たし、かつ、配偶者および二親等内の親族が申告することが著しく困難と認められる場合に限り、申告することができます。

※上記（１）・（２）のいずれの場合も、申告が自粛対象者の意思に反することが明らかなときは、申告できません。

申告される方	必要な書類（写しでも可）
配偶者、二親等内の親族	・申告者と自粛対象者との続柄を証する書類（発行から６か月以内の戸籍全部事項証明書、住民票記載事項証明書、家庭裁判所の発行する審判書謄本など） ・自粛対象者が所在不明であることを疎明する客観的な資料
三親等内の親族、同居の親族	・上記（配偶者、二親等内の親族）の書類 ・配偶者および二親等内の親族が申告することが著しく困難である事情を疎明する資料

３．申告にあたってのご注意

・申告方法は、「郵送による貸付自粛のお申込手続きについて」をご確認ください。
・申告される方ご自身の本人確認書類（住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書のいずれか１点の原本）が必要です。本人確認のための郵便は、申告される方の住所宛てにお送りします。
・上記２による申告の場合、自粛対象者は、いつでもその申告を取り消すことができます。
・要件に該当するかどうかご不明な場合は、申告の前に下記までお問い合わせください。

４．お問い合わせ先

貸金業相談・紛争解決センター　電話　03-5739-3861
受付時間　午前９時～午後５時（土・日・祝休日・年末年始休業日を除く）

以上